

土地改良事業等採択要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県又は市及び土地改良区が行う土地改良事業等の採択の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業 県営土地改良事業、団体営土地改良事業、団体営基盤整備促進事業、単独県費土地改良事業、排水機維持管理事業、緊急農地防災事業、単独市費土地改良事業、国費災害復旧事業及び単独市費災害復旧事業をいう。
- (2) 県営土地改良事業 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第85条第1項に規定する県が行う事業で、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官通達)に適合するものをいう。
- (3) 団体営土地改良事業及び団体営基盤整備促進事業 法第96条の2第1項に規定する県知事の認可を受けて市及び土地改良区が行う事業で、前号の土地改良事業関係補助金交付要綱に適合するものをいう。
- (4) 単独県費土地改良事業及び排水機維持管理事業 愛知県土地改良事業等補助金交付要綱に基づき市が行う事業をいう。
- (5) 緊急農地防災事業 愛知県緊急農地防災事業補助金交付要綱に基づき市が行う事業をいう。
- (6) 単独市費土地改良事業 法第2条第2項の規定に基づき市が行う事業をいう。
- (7) 国費災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業時国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)及び農業用施設災害関連事業の実施について(昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官通達)に基づき市が行う事業をいう。
- (8) 単独市費災害復旧事業 市が独自に行う農業用施設の災害復旧事業をいう。

(申請者の資格)

第3条 土地改良事業等の施行を申請することのできる者は当該各号に定める者で、前条の事業に要する経費に、土地改良事業等拠出区分表の区分に応じて得た額を市に寄附又は負担できるものとする。

- (1) 土地改良区理事長
- (2) 農業生産組合長又は町総代

(3) 法第 95 条第 1 項に規定する者で、市長が適当と認めた者。

(希望地区調書の提出)

第 4 条 土地改良事業等の施行を希望する者は、土地改良事業施行希望地区調書を提出しなければならない。

(採択の通知)

第 5 条 前条の土地改良事業施行希望地区調書の提出があったときは、その内容を審査し、これを採択した場合においては、その旨を通知するものとする。

(申請書の提出)

第 6 条 土地改良事業等の施行を申請しようとする者は、前条の採択通知に基づき、土地改良事業施行申請書及び関係者同意書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 7 条 土地改良事業等の施行を受けた者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数を経過した場合には、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

土地改良事業等拠出区分表

事業区分			採 択 基 準	拠 出 区 分					
事業	採 択 等 区 分				国	県	市	地 元	
県 営 土 地 改 良 事 業	かんがい排水事業	用水路	【一般型】 受益面積が概ね200ha以上で、かつ末端支配面積が概ね100ha以上	事業費	50	25	10	15	
	経営体育成基盤整備事業		【一般型】 ・受益面積が概ね20ha以上 ・事業完了時の受益面積に占める担い手農家の経営等農用地面積が一定割合以上となること	事業費	50	27.5	10	12.5	
			【機構関連型】 ・受益地全てに農地中間管理権（15年以上）の設定 ・受益面積が10ha以上及び各団地の受益面積が1ha以上連坦 ・事業完了後5年以内に担い手農家の農地集積面積が80%以上 ・事業完了後5年以内に販売額20%以上向上または生産コスト20%以上削減	事業費	62.5	27.5	10	0	
	たん水防除事業		受益面積が概ね400ha以上	事業費	55	37	8	0	
			受益面積が概ね300ha以上400ha未満	事業費	50	42	8	0	
			基幹	受益面積が概ね300ha未満	事業費	50	37	13	0
			中山間		事業費	55	37	8	0
			その他		事業費	50	32	18	0
	水質保全対策事業		受益面積が概ね20ha以上	事業費	50	40	10	0	
			受益面積が概ね400ha以上	事業費	55	40	5	0	
			受益面積が概ね20ha以上（中山間）	事業費	55	40	5	0	
	防災ダム事業		【地震防災対策型及び統合型・小規模】 事業費が概ね200万円以上	事業費	55	34	11	0	
			【ため池群整備・小規模】 防災受益面積が概ね20ha以上かつかんがい受益面積が概ね10ha以上	事業費	55	34	11	0	
			【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 ・受益者数が2者以上かつ事業費が概ね200万円以上 ・工事期間3年（ため池の場合は5年）以内	事業費	50	34	16	0	
	矢作川利水総合管理緊急整備事業		施設管理者による国営造成施設の改修等	事業費	50	29	14	7	
	用排水施設整備事業		【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 ・受益者数が2者以上かつ事業費が概ね200万円以上 ・工事期間3年（ため池の場合は5年）以内	事業費	50	42	8	0	
団体営土地改良事業	調査設計事業		市街化調整区域における団体営土地改良事業の実施計画策定	事業費	50	14	13	13	

土地改良事業等拠出区分表

事業区分			採 択 基 準	拠 出 区 分				
事業	採 択 等 区 分				国	県	市	地元
団 体 営 基 盤 整 備 促 進 事 業	基 盤 整 備 事 業	用 水 路	受益面積が 5 ha以上	事業費	50	17 .5	17 .5	15
		用 排 水 路 A		事業費	50	17 .5	27 .5	5
		用 排 水 路 B		事業費	50	17 .5	32 .5	0
		排 水 路 A		事業費	50	17 .5	27 .5	5
		排 水 路 B		事業費	50	17 .5	32 .5	0
		区 画 整 理		事業費	50	17 .5	13	19 .5
		農 道 整 備 A		事業費	50	17 .5	27 .5	5
		農 道 整 備 B		事業費	50	17 .5	32 .5	0
	土地改良施設突発事故復旧事業		機能保全計画により適切に管理されている施設で、受益面積が20ha以上、事業費が200万円以上	事業費	50	27	23	0
単 独 県 費 土	かんがい排水事業	用 水 路	事業費が概ね30万円以上(新設は受益面積が概ね 5 ha以上)	事業費		60	25	15
		用 排 水 路 A		事業費		60	35	5
		用 排 水 路 B		事業費		60	40	0
		排 水 路 A		事業費		60	35	5
		排 水 路 B		事業費		60	40	0
	機械揚水事業	機 械 揚 水 施 設	受益面積が概ね 5 ha以上で、事業費が概ね 30万円以上	事業費		85	0	15
	農道整備事業	改 良 A	受益面積が概ね 5 ha以上、農道延長が200m(橋梁のみにあつては 1 か所) 以上で、事業費が概ね30万円以上	事業費		50	45	5
		改 良 B		事業費		50	50	0
		舗 装 A	受益面積が概ね0.5ha以上、全幅員が3.5m以上、事業費が概ね30万円以上	事業費		60	35	5
		舗 装 B		事業費		60	40	0
	農業用施設安全対策事業		農業用施設一系統につき事業費が30万円以上	事業費		55	45	0
	県営土地改良事業計画調査		県営土地改良事業に係る計画調査	事業費		50	50	0
	土地改良施設整備事業		国・公団又は県営土地改良事業で造成された管水路の補強事業であつて、事業費が概ね30万円以上	事業費		70	15	15

土地改良事業等拠出区分表

事業区分					採 択 基 準	拠 出 区 分				
事業	採 択 等 区 分						国	県	市	地元
地 改 良 事 業	農地及び農業用施設小災害復旧事業	農 地			異常天然現象により生じた災害により必要となった原形復旧等の事業であって、1か所の事業費が13万円以上40万円未満	事業費		20	0	80
		農	用 水 路			事業費		25	50	25
			頭 首 工			事業費		25	50	25
		業	用 排 水 路 A			事業費		25	50	25
			用 排 水 路 B			事業費		25	50	25
		用	排 水 路 A			事業費		25	50	25
			排 水 路 B			事業費		25	50	25
		施	農 道 A			事業費		25	50	25
			農 道 B			事業費		25	50	25
			農 道 橋 A			事業費		25	50	25
			農 道 橋 B			事業費		25	50	25
		設	た め 池			事業費		25	50	25
		単 独 費 土 地 改 良 事 業	山村振興費	かんがい排水事業		用 水 路	受益面積が概ね0.5ha以上で、事業費が30万円以上	事業費		70
用 排 水 路 A	事業費							70	25	5
用 排 水 路 B	事業費							70	30	0
排 水 路 A	事業費							70	25	5
排 水 路 B	事業費							70	30	0
営農環境整備事業	農道整備事業		改 良 A	山村区域において受益面積が概ね0.5ha以上、農道延長が100m（橋梁のみにあつては1か所）以上で、事業費が30万円以上	事業費		66.7	28.3	5	
			改 良 B		事業費		66.7	33.3	0	
			舗 装 A	山村区域において受益面積が概ね0.5ha以上、全幅員が3m以上で、事業費が30万円以上	事業費		66.7	28.3	5	
			舗 装 B		事業費		66.7	33.3	0	
農業改良事業	水田営農活性化対策関連土地改良事業			山村において、水田面積の22%以上（区画整理の場合24%、客土等により地目変更の場合80%）稲から他作物に転換する事業であって、1団地の水田面積が概ね0.3ha以上、10ha未満にあつては当該転換事業及びこれに付帯して施行することを相当する事業で、事業費が30万円以上	事業費		60	0	40	
	農道特設改良事業		農道A		県営及び団体営土地改良事業で建設された農道の特殊改良事業であって、事業費が概ね30万円以上3,000万円未満	事業費		66.7	28.3	5
			農道B			事業費		66.7	33.3	0

土地改良事業等拠出区分表

事業区分			採 択 基 準	拠 出 区 分					
事業	採 択 等 区 分				国	県	市	地元	
排水機維持管理事業			ポンプ口径200mm以上、原動機馬力10ps（7,355KW）以上のもので一・二級河川の流水へ直接排水し、その排水の面積が3,000ha未満のもの	事業費		90	10	0	
			その他のもの	事業費		75	25	0	
緊急農地防災事業単独補助	排水施設整備事業	排水機場整備	事業費が1,000万円以上で被害面積が20ha以上のもの	事業費		76.5	23.5	0	
		基幹排水整備	事業費が200万円以上で被害面積が20ha以上のもの	事業費		71.1	28.9	0	
	老朽ため池整備事業		事業費が200万円以上、かんがい面積が1ha以上で被害面積が5ha以上のもの	事業費		67.5	32.5	0	
	応急排水機整備事業		口径が200mm以上の可搬式応急排水機	事業費		70	30	0	
	単独市費土地改良事業	かんがい排水事業	揚水機	かんがい排水施設の改良で受益面積が0.3ha以上のもの	事業費			85	15
用水路			事業費				85	15	
用排水路A			水路の法張りについては、受益面積によらず「農業用排水路における法張り採択基準」による		事業費			95	5
用排水路B					事業費			100	0
排水路A					事業費			95	5
排水路B					事業費			100	0
農道整備事業		改良A	改良及び舗装で受益面積が0.3ha以上のもの	事業費			95	5	
		改良B		事業費			100	0	
		舗装A		事業費			95	5	
		舗装B		事業費			100	0	
		農道橋		事業費			95	5	
農業用施設安全対策事業		農業用施設の安全上、必要であると認めたもの	事業費			100	0		
ため池整備事業		水防上、必要であると認めたもの	事業費			100	0		
国費災害		農地施設災害復旧事業	農地	異常天然現象により生じた災害により必要となった原形復旧等の事業であって、1か所の事業費が40万以上のもの 高率補助に該当する場合、国補助分を減じ、市・地元負担割合に応じて算出する	事業費	50	0	0	50
	用水路		事業費		65	0	20	15	
	頭首工		事業費		65	0	25	10	
	用排水路A		事業費		65	0	30	5	
	用排水路B		事業費		65	0	35	0	
	排水路A		事業費		65	0	30	5	
	排水路B		事業費		65	0	35	0	
	農道A		事業費		65	0	30	5	
	農道B		事業費		65	0	35	0	
	農道橋A		事業費		65	0	30	5	
	農道橋B		事業費		65	0	35	0	
	ため池		事業費		65	0	35	0	

土地改良事業等拠出区分表

事業区分			採 択 基 準	拠 出 区 分 パーセント				
事業	採 択 等 区 分				国	県	市	地元
復旧事業	農業用施設災害関連事業	用水路	異常天然現象により生じた災害により必要となった原形復旧等の事業に併せて施行する事業であって、1 か所の事業費が200万以上かつ併せて施行する原形復旧の事業費内であるもの 高率補助に該当する場合、国補助分を減じ、市・地元負担割合に応じて算出する	事業費	50	0	35	15
		頭首工		事業費	50	0	40	10
		用排水路 A		事業費	50	0	45	5
		用排水路 B		事業費	50	0	50	0
		排水路 A		事業費	50	0	45	5
		排水路 B		事業費	50	0	50	0
		農道 A		事業費	50	0	45	5
		農道 B		事業費	50	0	50	0
		農道橋 A		事業費	50	0	45	5
		農道橋 B		事業費	50	0	50	0
		ため池		事業費	50	0	50	0
単独市費災害復旧事業	揚水機		国県費対象事業としての要件を満たさないもの	事業費			85	15
	用水路			事業費			85	15
	頭首工			事業費			90	10
	用排水路 A			事業費			95	5
	用排水路 B			事業費			100	0
	排水路 A			事業費			95	5
	排水路 B			事業費			100	0
	農道 A			事業費			95	5
	農道 B			事業費			100	0
	農道橋 A			事業費			95	5
	農道橋 B			事業費			100	0
	ため池			事業費			100	0

備考 この表中、採択等区分欄の「用排水路A」とは農業用の用排水を受ける用排水路を、「用排水路B」とは集落、工場等の排水をも受ける農業用の用排水路を、「排水路A」とは農業用排水を受ける排水路を、「排水路B」とは集落、工場等の排水をも受ける農業用の排水路を示す。ただし、下水道処理区域については受ける排水にかかわらず「用排水路A」「排水路A」の扱いとする。

「農道整備A」「改良A」「農道舗装A」及び「舗装A」とは市道に認定されていない道路を、「農道整備B」「改良B」「農道舗装B」及び「舗装B」とは市道に認定されている道路を示す。